

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年3月15日(水)
14時00分～15時07分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 宮 崎 正 |
| 教育長職務代理者 | 安 田 育 代 |
| 委 員 | 黒 柳 敏 江 |
| 委 員 | 田 中 佐和子 |
| 委 員 | 神 谷 紀 彦 |
| 委 員 | 鈴 木 重 治 |
- (職員)
- | | |
|-----------------|---------|
| 学校教育部長 | 田 中 孝太郎 |
| 学校教育部次長(教育総務課長) | 山 本 卓 司 |
| 学校教育部次長(教職員課長) | 水 野 貫 一 |
| 学校教育部参事(教育審議監) | 小 畑 多佳子 |
| 指導課長 | 石 野 政 史 |
| こども家庭部長 | 吉 積 慶 太 |
| 幼児教育・保育指導担当課長 | 井 川 宣 彦 |
| 市民部文化振興担当部長 | 嶋 野 聡 |
| 文化財課長 | 平 田 隆 |
- (事務局職員)
- | | |
|-------------|---------|
| 教育総務課長補佐 | 川 副 哲 士 |
| 教育総務課総務副主幹 | 笹 ヶ 瀬 優 |
| 教育総務課総務グループ | 高 里子 |
- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 高 里子
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無
- 8 会議記録

(教育長) 令和5年3月15日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

ただし、第27号議案及び第28号議案については、人事案件等になるため非公開で行うこととするがよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、一部非公開とする。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は鈴木委員と黒柳委員にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が14件、報告が2件ある。第27号議案及び第28号議案については、非公開で行うため、報告事項も含めすべての議事の最後に審議する。

最初に、第15号議案「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第15号議案「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」説明する。提案理由は、令和5年度の組織改正により新たに「教育支援課」を設置するため、教育総務課就学支援担当が所管する事務と、指導課教育総合支援担当が所管する事務を教育支援課へ移管するものである。施行期日は、令和5年4月1日である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 就学支援担当が所管する事務が教育支援課へ移管した後、教育総務課に残る事務はどのような内容か。

(教育総務課長) 教育委員会の開催・運営、教育長の秘書業務、計画策定業務などのほか、コミュニティ・スクールの推進、放課後児童会の運営等は引き続き教育総務課において所掌する。

(安田委員) 教育委員会内各課の調整は、重要な業務だと考えるが、教育総務課の所掌と考えてよいか。

(教育総務課長) 各課に属さない業務は、教育総務課に所掌がある。また、組織の官房として学校教育部をとりまとめる総合調整も教育総務課の業務である。

(教育長) その他、ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、第 16 号議案「浜松市教育センター等業務規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第 16 号議案「浜松市教育センター等業務規則の一部改正について」説明する。提案理由は、教育職員免許法の一部改正により、教員免許の更新制が廃止されたことに伴う所掌の整備を行うもので、教員免許状更新講習に関する業務を削除するものである。施行期日は、公布の日から施行する。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、第 17 号議案「浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第 17 号議案「浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」説明する。提案理由は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する事務のうち、幼稚園に関する事務の見直しに伴う所要の整備を行うもので、幼稚園の入園及び退園に関する事務について、区役所事務を削除するものである。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) これまで区役所で行っていた幼稚園の入退園に関する事務を教育委員会に移管するということか。

(教育総務課長) 幼稚園業務は、教育委員会の権限に属する事務だが、市長事務部局のこども家庭部において補助執行している。これまで区役所社会福祉課で実務を行っていた「区内の幼稚園の入退園に関すること」を規則に項目立てして示していたが、「幼稚園に関する事務に関すること」の項目に含め、市長事務部局こども家庭部で実務を行うよう見直したものである。

(教育長) その他、ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、第 18 号議案「浜松市教育委員会職員補職名規程の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第 18 号議案「浜松市教育委員会職員補職名規程の一部改正について」説明する。提案理由は、市立高等学校に勤務する実習助手の補職名を定めるものであり、職務の級が 2 級に位置付けられる者について、静岡県取り扱いを踏まえ、補職名を「主任実習助手」とするものである。施行期日は、公布の日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、第 19 号議案「浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第 19 号議案「浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について」説明する。提案理由は、小中学校及び高等学校の勤務時間の割振りについて基準の明確化を図るものである。

現在、本規程第 3 条に基づき、変形労働時間制の対象となる業務に職員が従事した場合に 4 週を平均して 1 週当たりの勤務時間を 38 時間 45 分とする勤務時間割振りを行っているが、当該条文が単に勤務の都合により割振りを可能とする規定のため、別表に備考を定めて割振りの基準を規定し、明確化を図るものである。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、第 20 号議案「浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課長) 第 20 号議案「浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について」説明する。提案理由は、浜松市職員安全衛生規程の一部改正に伴い、規程の一部を改正するものである。改正内容は、第 20 条関係、健康診断の結果の判定等に関する別表のうち、「健康者」の呼称について、労働基準法や他都市の規定を参酌し、「通常勤務者」とするものである。また要注意者の定義を、規程の意図する就業判定に導くよう改正するものである。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(田中委員) 改正後の「要監視者」や「要注意者」の内容として、「勤務に制限(軽度のものを除く。)を加える必要がある。」「通常の勤務を行ってもよい。」等の判断は医師が行うということか。

(教育総務課長) 健康診断等の結果に基づき医師が判断する。

(教育長) そのほか、ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、第 21 号議案「浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正について」教職員課から説明をお願いします。

(教職員課長) 第 21 号議案「浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正について」説明する。提案理由は、教育職員免許法の一部改正を受け、職務に専念する義務の特例の対象を改めるものである。改正内容は、法改正に伴い、教員の普通免許状及び特別免許状の有効期限が廃止となったことにより、免許状更新講習が廃止となったため、講習を受講する場合の職務に専念する義務の免除を廃止するものである。施行期日は、公布の日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、第 22 号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いします。

(教職員課長) 第 22 号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について」説明する。本規則は、教育職員の給与等勤務条件に関する規則であるため、人事委員会においても審議を依頼しているが、先方委員の都合もあり、本日同時刻審議となる。既に事務局には審議規則案を提示し内諾を得ているため、本日の審議は、人事委員会の同意を前提としていただきたい。

提案理由は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえた浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、昇格時号給対応表の改定を行うほか、降格時号給対応表の導入を実施するものである。

改正内容の 1 「昇格時号給対応表の改定」について、本年度は、人事委員会勧告において、給料表の改定が実施されたため、昇格した場合の新たな級における号給の位置づけについても、改定を実施する必要がある、昇格時の新たな級における号給の位置づけを定める昇格時号給対応表を改定するものである。

2「降格時号給対応表の導入」について、令和5年4月に制度導入となる「定年年齢の引き上げ」制において、管理職の降任が実施されることを踏まえ、昇格時と同様に降格時についても対応表を導入する。なお、対応表については、昇格時号給対応表と同様に、静岡県の降格時号給対応表を踏まえた内容となっている。

施行期日は、公布の日から施行するものである。

なお、第2条の規定については、令和5年4月1日に施行するものとし、第1条の規定の内容については、令和4年4月1日から適用するものである。また、令和4年度中に新たに給料表の適用を受けることとなった職員等については、他の職員との均衡を踏まえ、号給調整を可能とする経過措置を設けるものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、第23号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について」教職員課から説明をお願いします。

(教職員課長) 第23号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について」説明する。本規則は、先ほど審議いただいた第22号議案と同様に、教育職員の給与等勤務条件に関する規則となるため、人事委員会の同意を前提として審議をお願いします。

提案理由は、すでに条例等を改正し、令和5年4月から制度導入が予定されている教職員の定年引上げ制について、関連する規則の字句整理を行うほか所要の整備を実施するものである。改正内容は、定年引上げ関連規則の改正後に教職員の勤勉手当について改正を行い、規則の書きぶりを市長事務部局と同様に改めたことから、関連規則の引用の条項等について勤勉手当の改正に則して字句整理を行うものである。

また、定年引き上げ条例の施行日である令和5年4月1日の改正に合わせて改正の必要がある規則について、条例の条項に合わせた項番号の修正を行うものである。

施行期日は、公布の日から施行するものである。なお、第4条の規定については、定年引上げが施行される令和5年4月1日に施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、第 24 号議案「浜松市幼稚園園則の一部改正について」幼児教育・保育課から説明をお願いします。

(幼児教育・保育指導担当課長) 第 24 号議案「浜松市幼稚園園則の一部改正について」説明する。提案理由は、令和 5 年度の浜松市立舞阪幼稚園及び平口幼稚園における園児が不在となり休園することに伴い、休園手続きとして、園則の一部を改正するものである。

改正内容は、園則の別表浜松市立舞阪幼稚園の項中、定員「210 人」を、平口幼稚園の項中、定員「105 人」を、それぞれ当分の間「0 人」とする特例を附則に加えるものである。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日からである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、第 25 号議案「博物館の登録に関する規則の一部改正について」文化財課から説明をお願いします。

(文化財課長) 第 25 号議案「博物館の登録に関する規則の一部改正について」説明する。博物館の登録は、博物館法において政令指定都市の教育委員会の登録を受けることが定められている。登録の事務は補助執行を受けている文化財課で行う。

提案理由は、令和 5 年 4 月 1 日施行の博物館法の一部改正及び、同じく令和 5 年 4 月 1 日施行の博物館法施行規則の一部改正に伴い、規則の一部を改正するものである。改正内容は、規則の全条の一部を改正し、第 4 条、第 6 条、第 7 条を新設するものである。新設する条項について、説明する。

第 4 条（登録をしない旨の通知）は、今回の博物館法改正により、博物館を登録した場合は、遅滞なく申請者へ通知すること及び、インターネットその他の方法で公表することが義務化された一方で、「博物館法には、申請したものの登録しなかった場合の規定がない」こと、「行政による認可等は全て公表すべきものであるとされる」ことから、法を補う形で運用に必要な内容を新設するものである。

第 6 条（教育委員会への定期報告）は、博物館法改正により、博物館設置者から教育委員会への運営状況の定期報告が義務化されたため、その具体的な手続き方法を明

示するものである。

第7条（報告又は資料の提出）は、博物館法改正により、登録に係る博物館の適正な運営を確保するため、教育委員会が必要と認めるときは、設置者に対し運営状況の報告や資料提出ができることとされたため、法を補う形で運用に必要な内容を新設するものである。

これら以外の条項については、博物館法の改正による条項名称や文言の変更、引用条項ずれの整備等を行うものである。施行期日は、令和5年4月1日である。

（教育長）ご意見、ご質問はあるか。

（意見なし）

（教育長）本議案を承認してよろしいか。

（異議なし）

（教育長）それでは、承認する。次に、第26号議案「令和4年度教育委員会点検・評価報告書（案）について」教育総務課から説明をお願いします。

（教育総務課長）第26号議案「令和4年度教育委員会点検・評価報告書（案）について」説明する。別冊の報告書をご覧いただきたい。

「1 はじめに」に記載のとおり、この報告書は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年作成し、議会への提出と公表が義務付けられており、点検及び評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされているものである。

また、「3 点検・評価の対象」に記載のとおり、本市の報告書は、第3次浜松市教育総合計画 後期計画の令和4年度の取組状況調査等に基づく評価・検証の結果を活用する。

「4 学識経験を有する者の知見の活用」について、後期計画の評価・検証を行ったはままつ人づくり未来プラン推進委員会及び重点テーマ毎に協議している6つの推進部会に有識者として参加している大学教授等9人から意見をいただいている。

表紙裏の「目次」をご確認いただきたい。構成について、昨年度は1点検・評価制度の概要、2施策の点検・評価、3教育委員会の活動状況、4附属機関及び庁内会議、5まとめ という流れであったが、本年度は、1点検・評価の概要、2教育委員会の活動状況、3点検・評価の結果、4教育長、教育委員、有識者の意見、5令和4年度の評価と今後の方向性、6【参考】教育委員会議案等と附属機関及び庁内会議というように、昨年度と内容は大きな変更はないが、項立てや順序など変更している。

また、「施策の点検・評価」に加え、3「教育委員会の活動状況」等も掲載している。教育委員会の活動状況には、この1年の活動状況を記載している。主なものとして、

教育委員会定例会・臨時会をはじめ、移動教育委員会、総合教育会議についてまとめている。

3点検・評価の結果は、9ページから78ページまでの記載のとおりである。重要施策に関する取組結果について説明する。キャリア教育の推進に関する取組について、ページ中段に関係課の取組の進捗状況がA B評価で記載されている。おおむね計画どおり取組が進んでいる状況だが、2月14日のはままつ人づくり未来プラン推進委員会では、児童生徒や保護者にキャリア教育という言葉が浸透しつつあるものの、その意味や教育目的については、特に保護者への理解がなかなか深まらないということが課題であるという意見があった。これについて、有識者からは、文部科学省のキャリア教育に関する定義が長くわかりにくい、学習指導要領では、子供たちに身に付けさせたい資質・能力として「豊かな人生と持続可能な社会の創り手」という表現が使われている。担い手ではなく創り手とされているところがカギであると説明があった。

続いて、情報活用能力の育成について、関係課の取組は、7項目すべてがA評価であった。ICTの活用は、本年度の第2回目の移動教育委員会でもテーマとして議論し、学校間や教員間、教科間での使用頻度の違いに関する懸念の声もあった。先日はままつ人づくり未来プラン推進委員会では、専門家の委員から、ICT機器は、学びのきっかけや深い学びにつながっているか、授業が改善され教員の負担が軽減されているかといった、ツールとしての視点が重要であり、全国の多くの学校で試行錯誤の最中である。教員の授業観を変えることは簡単なことではなく、その意味で教育委員会がしっかりと支援していく仕組みをつくるのが大事である、との意見をいただいた。

続いて、コミュニティ・スクールの推進について、関係課の取組は、Sが1つ、Aが2つと計画より若干進んでいる状況である。専門家の委員からは、CSの目的を学校長がしっかりと理解し、教育の質を向上させていくこと、また学校と教員の役割の見直しをしっかりと進めていくことが重要で、これを促進しなければ、将来の教員、優秀な人材の確保が困難になる、大人が関わりながら子供を育てる体制についてしっかりと議論し、未来を見据えて持続可能な学校をつくるのがCSである、との意見をいただいた。

最後に、80ページから重要施策に関する静岡大学村井先生の分析と86ページから教育長・教育委員、有識者の皆さんからいただいた意見を掲載している。97ページには、総括として、今年度の評価と今後の方向性を示している。

総括の内容は、重点施策であるキャリア教育では、細江中学校が学校運営協議会を活用した取組が評価され、文部科学大臣表彰を受けることができた。その他の施策についても、コロナ禍による影響を受けた取組もあったが、関係課や各学校の取組が着実に推進されている状況が調査から確認できたことから、令和4年度の取組状況は概ね良好であると考えられる。今年度の調査では、課題の中で施策や取組を進めていくうえで、家庭や地域との連携・協働をさらに深めていくことが課題として挙げられている。今後は、取組につい

て分かりやすい言葉で説明や周知などを行いながら、保護者や地域と連携を深めていくことが求められる。

本市は、発達障害や不登校など、支援を必要とする子供が増加傾向にあることからICT活用をはじめとした支援の更なる充実が求められている。誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現や、一人一人のウェルビーイングの実現に向けて、支援の拡充を図っていく必要があるとするものである。

また、参考として今年度開した教育委員会など会議情報等について記載している。

最後に、資料の修正について報告する。15 ページの地域への調査の1「学校ではキャリア教育で子供にどのような力を育てようとしているか知っていますか」と74 ページの42「保護者や地域住民の学校支援活動により、子供と向き合う時間の確保につながっている」の2か所の調査結果について、先日はままつ人づくり未来プラン推進委員会に置いて報告した数値から変更されている。

また、1 ページの3「点検・評価の対象」に今年度実施した取組状況調査の調査対象校の数と実態把握調査の調査対象についての資料を追加したものに修正する。説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) これだけの資料を作成するのは非常に大変だと思うが、最後の見直しをしっかりと仕上げてください。総合教育会議における発言箇所について、修正をお願いしたい。5 ページ第1回の主な意見の5つ目として、「専門家の中で文科省では・・・」との記載があるが、表現がわかりにくいため、再考いただきたい。

また、第2回の主な意見の4つ目として「校内の活用は・・・」の「校内」は「学校施設」という意味で用いた言葉であるため、修正いただきたい。5つ目「職員室などリノベーションなど」という記載だが「など」の繰り返しになっているため、修正いただきたい。

(教育総務課長) ご指摘いただいた箇所を修正するとともに複数の職員で全体を見直し、ケアレスミス等の修正を行う。その他、気づいた点等あればご指摘いただきたい。

(教育長) そのほかご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。次に、報告事項に移る。

(報 告)

ア 令和4年度文部科学大臣優秀教職員表彰について (教職員課)

イ 令和4年度「浜松市児童生徒文化・スポーツ賞」受賞者の決定について
(指導課)

(教育長) ここから非公開案件を審議する。傍聴者の皆様は退席をお願いします。

(議 案) ※非公開

第27号議案 令和4年度末学校関係職員(市立高校)人事異動(案)について
(教職員課)

第28号議案 令和4年度末教育委員会事務局職員人事異動(案)について
(教育総務課)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。